

公安委員会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和4年12月8日 長官官房

公安委員会 説明資料No. 2	「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	令和4年12月8日 生活安全局
<p>1 趣旨</p> <p>火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和4年12月9日（金）から令和5年1月7日（土）までの間</p> <p>3 改正案の概要</p> <p>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）において、火薬類を運搬しようとする場合、その荷送人は、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととされるが、内閣府令で定める数量（以下「府令数量」という。）以下の火薬類を運搬する場合は、この限りではないとされている。</p> <p>爆薬に係る府令数量は、現在100キログラムと定められているところ、今般、業界団体から、爆薬の中でも取扱い時の安定性がより高い硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量を120キログラムとしてほしい旨の要望があった。これまでに実施された実験の結果等から、同数量によっても保安上支障がないと認められることから、爆薬に係る府令数量を細分化し、爆薬のうち硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量について100キログラムから120キログラムに改める。</p> <p>また、火薬類の運搬の届出に当たっては届出書及び運搬計画書をそれぞれ2通提出することとされているところ、届出を行う者の負担軽減の観点から提出通数を1通に合理化する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和5年3月1日</p>		

公安委員会 説明資料No. 3	国家公安委員会・警察庁防災業務計画 の修正について	令和4年12月8日 警 備 局
----------------------------------	--	----------------------------------

第1 修正の経緯

- 本年の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の修正、近年の災害警備活動を通じて得られた教訓等を踏まえ、必要な修正を行うもの。
- 昭和38年6月の計画作成以来16回目の修正。

第2 主な修正事項

1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正を受けた事項

(1) 積雪寒冷下で活動するための装備資機材の整備等

警察庁及び都道府県警察が執るべき措置として、冬季の積雪寒冷下で迅速かつ適切に活動するための装備資機材の整備等、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る警察職員に対する教養の実施を追加。

(2) 積雪等による物資輸送の遅延を考慮した備蓄・調達体制の整備

都道府県警察が執るべき措置として、積雪等による物資輸送の遅延を考慮した備蓄・調達体制の整備を追加。

2 原子力災害対策指針の修正を受けた事項

人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）を踏まえ、警察職員に係る被ばく線量の限度の具体的な指標を設定。

3 防災基本計画の修正を受けた事項

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流を踏まえ、人的被害が発生するおそれがあるものとして、都道府県警察が具体的状況を把握すべきものに、管轄区域内における「盛土」の状況を追加。

4 近年の災害警備活動を通じて得られた教訓に係る事項

(1) 警察庁及び都道府県警察が整備すべき装備資機材の追加

警察庁及び都道府県警察が整備すべき装備資機材として、「無人航空機」及び「水中ドローン」を追加。

(2) 都道府県警察における訓練項目の追加

都道府県警察における訓練項目として、「無人航空機」及び「水中ドローン」の配備運用を追加。

公安委員会 説明資料No.4	日中韓警察局長級会議（第5回）、日中警察協議（第12回）及び日韓警察協議（第7回）の開催結果について	令和4年12月8日 長官官房
-------------------	--	-------------------

1 日中韓警察局長級会議（第5回）の概要

日中韓三国の局長級による会議を東京都内で行い、日中韓警察間で共通課題への相互理解を深めていくことを確認。

- (1) 日時
令和4年11月30日（水）
- (2) 出席者（代表）
警察庁：山田長官官房審議官（国際担当）
中国公安部：李国際合作局副局長
韓国警察庁：崔捜査企画調整官
- (3) 会議テーマ
日中韓三国の治安上の共通課題への対応等

2 日中警察協議（第12回）及び日韓警察協議（第7回）の概要

日中及び日韓の実務担当者が、両国の犯罪情勢、対策等について意見交換を行うとともに、個別事件に対する捜査協力を一層強化することで一致。

- (1) 日時
令和4年11月29日（火）
- (2) 出席者（代表）
上記1(2)に同じ
- (3) 協議テーマ
ア 日中警察協議：捜査共助、特殊詐欺対策、サイバー犯罪捜査、薬物犯罪対策
イ 日韓警察協議：同上

3 経緯

- (1) 日中警察協議（中国公安部との協議）は、平成16年に日本で第1回協議を実施して以降、両国警察の実務担当者が相互訪問し、協議を実施。
- (2) 日韓警察協議（韓国警察庁との協議）は、平成22年に韓国で第1回協議を実施して以降、両国警察の実務担当者が相互訪問し、協議を実施。
- (3) 日中韓警察局長級会議については、「日中韓サミット」における共同宣言を受け、平成27年に中国で第1回会議を実施して以降、3か国持ち回りで主催し、国境を越える犯罪など治安上の課題について、協議を実施。平成30年の中国開催以降、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっており、今回が5回目の開催となる。